## リレーエッセイ「ハマの判事補の1日」(第2回)

# 令状事件について

1 横浜地方裁判所の判事補の堂英洋です。平成22年1月に裁判官になりました。私は、民事部に所属し、普段は民事訴訟を担当しています。

今日は,裁判官の判決以外の仕事の紹介として,令状に関する仕事,特に, 夜間の当直業務について説明したいと思います。

#### 2 令状について

## (1) 令状とは

令状とは、警察官や検察官など(犯罪の捜査を行う機関なので「捜査機関」 といいます。)に対して、裁判官が方法や範囲を定めて、捜査を行うことを 認める許可状です。

例えば、「○○容疑者が××罪の疑いで逮捕された」というようなニュースをよく目にすることがあると思います。被疑者(犯罪を犯したと疑われている人のことを法律上の言葉ではこういいます。)を逮捕するのは、警察官である場合が多いですが、警察官は自分の判断で誰でも逮捕できるのでしょうか。

現在の法律上は、そのようなことはできないとされています。警察官が人を逮捕する時は、原則として「被疑者○○を××の罪で逮捕することを許可する。」という内容の令状(逮捕状)の発付を裁判官に請求して、令状を出してもらわなければいけないというルールになっています。例外は、逮捕する人が、自分で犯罪が行われるところを見たという現行犯逮捕の場合で、現行犯逮捕には逮捕状は不要です。同様に、家宅捜索には捜索差押許可状が、身体検査には身体検査令状が必要です。

## (2) なぜ令状が必要か

なぜ、このようなルールとなっているのでしょうか。警察官が自分の判断だけで逮捕ができるとすると、何か問題があるでしょうか。むしろ、裁判所に許可を請求するなどという手続を必要とせずに、警察官の判断で逮捕できるようにした方が、犯罪者も捕まえやすいし、社会全体から見れば、良い結果になると思われるかもしれません。

逮捕というのは、強制的に身体を拘束され、最大で72時間留め置かれるという処分であり、場合によっては、マスコミで報道されたり、仕事を解雇されたりすることがあるなど、逮捕された人が受ける負担は相当大きいです。そこで、逮捕のように身体を拘束したり、捜索差押えのように強制的に住居に立ち入るなど、相手に対する負担が大きい一定の捜査については、それを行うに当たっては、中立な外部機関であり、法律の専門家でもある裁判官のチェックを受けた上で、裁判官が許可する必要があるというルールを設けることで、捜査が適正に実施されるようにし、捜査の対象となった人が不当に負担を受けることを防ごうとしています。このようなルールのことを令状主義といいます。令状主義は、基本的人権を保護するための重要な原則であり、国の最も基本的なルールである日本国憲法に定められています。

#### (3) 裁判官は何を審査するのか

裁判官が令状を出すための条件は、法律に定められています。裁判官は、 その条件がそろっているかどうかをチェックして、そろっていれば、令状を 出します。

例えば、逮捕状の場合を見てみましょう(逮捕には、逮捕状が不要な現行犯逮捕以外に、通常逮捕と緊急逮捕の2種類がありますが、ここでは、通常逮捕について説明します。)。刑事訴訟法という法律の、第199条第2項には「裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、(検察官、警察官等の)請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。」

と定められています。その他にもいくつも条件がありますが、裁判官は、主 として①その人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるか、②そ の人には、明らかに逮捕の必要がないと認められるかなどを事件の記録を検 討して判断します。

## (4) 令状の種類

令状には逮捕状のほかに、前述の捜索差押許可状(強制的に住居等に立ち入り、犯罪と関連がある物を取得する捜査を許可する令状)、身体検査令状(人の身体の状況を強制的に確認する捜査を許可する令状)、鑑定処分許可状(死体の解剖等の鑑定を行う捜査を許可する令状)、勾留状(逮捕に引き続いて、身体の拘束を続けることを許可する令状)などがあります。

#### 3 裁判所の当直業務について

#### (1) 当直業務の必要性

裁判所は、基本的には、捜査機関からの請求を受けて、令状を出すべきかどうかの審査を行います。審査した結果、法律上の条件が全て認められると判断すれば、令状を出します。

令状の請求は、昼間も当然行われますが、夜間にも請求されることがあります。いつ行われるかわからない犯罪を相手に、捜査機関は捜査を行っているわけですから、夜間に令状が必要となるという事態も当然あります。そこで、裁判所も、裁判官やその他の職員が、夜間にも令状の請求に対応する態勢を整えています(当直業務といいます。)。

#### (2) 当直業務の実際

当直業務の担当は、職員が交替で務めることになっていて、当庁では、年に数回程度、自分の当番が回ってきます。当直業務の当番の日は、夕方から庁舎の中にある当直室で待機します。当直室には、寝具もありますので、その日はそのままそこに泊まります。

令状の請求が来たら、裁判官は、事件の記録を受け取り、審査をして、条

件がそろっていると判断すれば、令状に押印します。

午前2時に起きて、そこから令状の審査をするということもよくあることで、その後、別の令状の審査を行うというような日もあります。

## (3) 令状事件に取り組む姿勢

私のような、まだ経験の少ない裁判官にとって、当直業務も含めた令状事件の難しさは、①1人で、②短時間で、判断を行わなければいけないという点にあると感じます。

ア まず、1人で判断するということについてですが、地方裁判所の裁判官には、判事と判事補の2種類があり、最初は皆判事補です。そして、判事補は、少なくとも5年間経験を積むまでの間は、1人で裁判をすることはできません。ですので、私は、通常担当している民事事件の仕事では、経験のある裁判官2人と共に、3人で合議をして裁判をしています。3人で裁判をすると、他の2人の裁判官と議論をすることで、自分と違う考え方に気付くこともありますし、自分が議論の前に考えていた結論と、3人で出した最終的な結論が異なるということもあります。

しかし,令状事件については法律上,私のような経験が5年未満の裁判官でも1人で行うことができると定められていますので,その職責は非常に重大です。

イ 次に、短時間で判断しなければいけないということについてですが、令 状を請求する警察官は急いでいます。捜査をする上で、緊急の必要がある から、夜間であっても令状の請求に来ているわけですから、それは当然の ことでしょう。そして、それが必要な捜査なのであれば、裁判所としても 迅速に令状を出して、早期に実効性のある捜査を行ってもらうことが望ま しいことです。したがって、裁判官による令状の審査は迅速に行う必要が あります。

ウ 以上のような点から、当直業務は、精神的にも肉体的にも大変だなと感

じることもあります。ただ、そもそもなぜ裁判官が令状の審査をやることになっているのかといえば、捜査の対象者が不当な負担を受けないようにするためですから、焦って判断した結果、判断に誤りがあり、本来逮捕することができない人を逮捕することになってしまっては絶対にいけません。ですので、私は令状の判断においては「ゆっくり急げ」ということを心がけて、できるだけ色々な角度から事件について検討して、誤りが決してないように努めています。

#### 4 おわりに

裁判官の仕事といえば、黒い服を着て法廷に出てきて、懲役何年とか何万円 支払えとかいう判決をしているというイメージが最も一般的なものだと思い ますが、それ以外にも、裁判官は色々な仕事をしています。今回は、その中の 一つとして、令状事務の仕事についてご紹介しました。